

新旧対照表

○神奈川県県営住宅条例施行規則

新	旧
<p>(現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない者)</p> <p>第2条の2 条例第6条第2項第4号に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この条において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターから、配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力(次号において「配偶者等からの暴力」という。)の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている者</p> <p>(4) 配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所若しくは市町村又は行政機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援を行っている民間の団体から、配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの確認書の発行を受けている者</p> <p>(有効期間等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(有効期間等)</p>

第3条の2 (略)

2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定める期間は、入居指定日から起算して10年間とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める期間とすることができる。

(定期借家対象公営住宅に入居することができる者の年齢)

第3条の5 条例第8条の3第2項第1号に規定する規則で定める年齢は、満35歳とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める年齢とすることができる。

(特別の事情があると認められる者)

第9条 条例第9条第2項第8号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者

(4)～(9) (略)

(入居者資格についての実情調査)

第12条 (略)

2 所長は、前項の実情調査に際しては、入居予定者及びその同居させようとする者に関し、次に掲げる書類を提出させ、又は提示させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 個人の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の納税証明書

(6) (略)

3 (略)

第3条の2 (略)

2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定める期間は、入居指定日から起算して10年間とする。

(定期借家対象公営住宅に入居することができる者の年齢)

第3条の5 条例第8条の3第2項第1号に規定する規則で定める年齢は、満35歳とする。

(特別の事情があると認められる者)

第9条 条例第9条第2項第7号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

(入居者資格についての実情調査)

第12条 (略)

2 所長は、前項の実情調査に際しては、入居予定者及びその同居させようとする者に関し、次に掲げる書類を提出させ、又は提示させることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 個人の県民税及び市町村民税の納税証明書

(6) (略)

3 (略)

